



[1] 会計

日本の会計基準(J-GAAP)と 国際財務報告基準(IFRS)

2007年8月の東京合意に基づきコンバージェンスを進めた結果、2008年12月に欧州委員会は「会計基準の同等性」に関する決定を行い、日本の会計基準はIFRSとのコンバージェンス活動の継続を条件として2009年以降も欧州で利用することが認められました。主な差異に関連する最近公表された日本の会計基準は以下の通りです。

トピック	公表日	適用時期	備考
退職給付	2008.7.31	2009.4.1 (早期適用可)	会計基準(一部改正)の公表
棚卸資産	2008.9.26	2010.4.1 (早期適用可)	会計基準(改正)の公表
賃貸等不動産の時価開示	2008.11.28	2010.3.31 (早期適用可)	会計基準/適用指針の公表
企業結合	2008.12.26	2010.4.1 (早期適用可)	会計基準(改正)/適用指針(改正)の公表
研究開発費	2008.12.26	2010.4.1 (早期適用可)	会計基準(一部改正)の公表
セグメント情報の開示	2009.3.27	2010.4.1	会計基準(改正)の公表
過年度遡及修正	2009.4.10	2011.4.1 (一部早期適用可)	会計上の変更及び過去の誤謬に関する会計基準(案)及び適用指針(案)(公開草案)

また、2009年2月4日に金融庁企業会計審議会より「我が国における国際会計基準の取り扱いについて(中間報告)(案)」が公表されました。これによると、IFRSの任意適用については、例えば2010年3月期の年度財務諸表から、一定の上場企業の連結財務諸表に認めることが考えられます。IFRSの強制適用については、一つの目途として2012年に判断することが考えられますが、諸情勢やIFRSの任意適用の状況次第で前後する可能性があります。この報告案は今年夏頃には最終文書として公表される予定です。

米国上場企業によるIFRS適用のためのロードマップ

米国証券取引委員会(SEC)は2008年11月14日に、IFRSへの移行についてのロードマップ案を公表しました。これによれば、以下の7つの条件を達成することが、IFRS適用の条件とされています。

1. 会計基準の改善
2. 国際会計基準委員会財団(IASCF)の説明責任と資金調達
3. IFRS報告のための(XBRL)利用能力の改善
4. IFRS教育と研修
5. 米国投資家に対して比較しやすくするためのIFRSの早期適用
6. SECによる規則制定の予定時期
7. IFRSの強制適用の導入

- a. 大規模早期提出会社: 2014年12月15日以降に終了する会計年度
 - b. 早期提出会社: 2015年12月15日以降に終了する会計年度
 - c. 早期提出会社以外の提出会社: 2016年12月15日以降に終了する会計年度
- a及びb以外

但し、SECの新委員長であるメアリー・シャピロ氏は2009年1月15日の上院公聴会でIFRSの適用は最優先課題では無いという意見を述べています。

[2] 税制改正

中小法人等の法人税率 😊

普通法人のうち資本金の額が1億円以下法人の所得金額のうち、年800万円以下の金額に対する法人税の軽減税率が、現行の22%から18%に引き下げられました。

当該制度は2年間の時限的な措置で、平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に終了する各事業年度について適用されます。

欠損金の繰戻し還付の復活 😊

普通法人のうち資本金の額が1億円以下法人の各事業年度において生じた欠損金額については、欠損金の繰戻しによる還付制度の適用を受けることができるようになりました。青色申告書である確定申告書を提出する法人は、その確定申告書を提出する事業年度において生じた欠損金額がある場合には、その事業年度(欠損事業年度)開始の前日1年以内に開始した事業年度(還付所得事業年度)に繰戻して、以下により計算した金額に相当する法人税(国税のみ)の還付を請求することができます。

当該制度は平成21年2月1日以後に終了する各事業年度において生じた欠損金額について適用されます。

還付請求することができる金額 =
還付所得事業年度の法人税額 × 欠損事業年度の欠損金額
(分母の金額を限度)

還付所得事業年度の所得金額

中小企業等基盤強化税制

卸売業・小売業・サービス業の中小企業者(*)が機械・装置や器具・備品を取得した場合に、特別償却(初年度30%)または税額控除(7%)の適用を可能とする中小企業等基盤強化税制の適用期限が2年延長され、平成23年3月31日までの設備投資等が対象となります。これにもない、昨年度の税制改正において、中小企業等基盤強化税制の枠内に改組された人材投資促進税制も同様に2年延長されます。

* 資本金が1億円以下の法人。ただし、大規模法人(資本金の額が1億円を超える法人のうち、常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人)の子会社は除く

企業型確定拠出年金の従業員拠出

企業型確定拠出年金の拠出は従来、企業のみで、従業員の拠出は認められていませんでしたが、新たに従業員拠出(いわゆる「マッチング拠出」)が認められ、拠出に係る掛け金については、その全額が所得控除の対象となります。所得控除を適用する際は、個人型に適用されている「小規模企業等掛金控除」に該当します。

棚卸資産の評価方法

企業会計基準委員会は、平成20年9月26日に「棚卸資産の評価に関する会計基準」(改正企業会計基準第9号)を公表しました。改正後の会計基準では、従来わが国で認められていた「後入先出法」が除外され、国際的な会計基準とのコンバージェンスが図られています。平成21年度税制改正では、改正後会計基準との整合性を図るため、棚卸資産の「評価方法」のうち、「後入先出法」および「単純平均法」が除外されました。なお、適用時期等の詳細は、政令改正で明らかになる予定です。

日本の会計基準		税制上	
企業会計原則	改正企業会計基準第9号	改正前	改正後
後入先出法	[廃止]	後入先出法	[廃止]
なし	なし	単純平均法	[廃止]

事前確定届出給与に関する届出書

事前確定届出給与に関する届出書について、「その役員の前期の給与」および「他の役員給与」の記載が省略されることになり、納税者側にとっては、事務負担が軽減されることになりました。

[3] 社会保険・労働法関係の法改正等

雇用保険の主な改正(2009.3.31 施行)

- 週所定労働時間が20～30時間未満の短時間労働者や派遣社員などの非正規労働者雇用保険適用基準の見直しがされました。従前は1年以上の雇用見込みが無ければ、雇用保険の加入ができませんでしたが、今回の改正で6ヶ月以上の雇用見込みで適用されることになりました。



- 雇用保険料率の引下げ(2009.4.1-2010.3.31 1年限り)
 一般保険料率 会社負担分 9/1000 ⇒ 7/1000 に改定
 従業員負担分 6/1000 ⇒ 4/1000 に改定

労災保険料率の見直し(2009.4.1 施行)

卸売業 5/1000 ⇒ 4/1000 に改定
 金融業 4.5/1000 ⇒ 3/1000 に改定
 その他の各種事業 4.5/1000 ⇒ 3/1000 に改定

労働保険料年度更新の時期変更

新申告期間 6月1日～7月10日

新納付時期 第1期 7月10日、第2期 10月31日、第3期 翌1月31日

保険年度(4月～翌3月)の変更はありません。

健康保険料率、厚生年金保険料率の変更(2009.9)

健康保険料率	現行	改定後
	8.2%	⇒ 8.18%(東京都)
尚、健康保険組合の保険料は、従前どおり、各健康保険組合毎に決定されます。		
厚生年金保険料率	現行	改定後
	15.35%	⇒ 15.704%



[4] その他

ワークシェアリング導入の動きとその目的及び補助金制度

不況下において、従業員を解雇せずに雇用の維持をすることを目的として、減少傾向にある仕事を共有しあうタイプのワークシェアリング導入の動きが、再度高まっています。

残業をしない、所定労働時間を短くするなど、一人あたりの勤務時間を減らすことは、経営者側には残業代や給与コストのダイレクトな経費削減につながります。また労働者側にとっては、即時解雇を回避し、現在の職場での継続勤務が可能となりますが、実施前の双方の理解と歩み寄りのプロセスが大切になります。

又、解雇をせずに、事業所全体で短時間休業や出向等の雇用調整を行った企業には、一定の条件を満たすことで、助成金が支払われることがあります。ワークシェアリング、補助金制度について詳しく知りたい方は、弊社のHR担当までご連絡下さい。

給与計算サービス

国内に人事担当マネージャーがいらっしゃるお客様で、かつ就業規則を労働基準局に提出済みのお客様につきましては、給与情報のやり取りや連絡方法を見直すことにより弊社の報酬料金を下げられる可能性がございます。詳細につきましては、弊社担当マネージャー・パートナーの方にお気軽にご相談下さい。

京都事務所開設

2009年4月1日から弊社の京都サテライトオフィスを開設しました。事務所は地下鉄烏丸御池の近くに位置し、関西以西のお客様の要望に合わせて開きます。連絡先と地図は次のアドレスをクリックしてください。

<http://www.okamoto-co.co.jp/mapkyoto.html>

株式会社オカモトアンドカンパニー国際会計事務所 / 花登博子税理士事務所

東京

〒102-0083 東京都千代田区平河町1-2-10
 平河町第一生命ビルディング
 TEL 03(5276)0900 FAX 03(5276)0950

京都

〒604-8106 京都府京都市中京区丸木材木町671
 エクレーヌ御池201号
 TEL 075(212)3948

<http://www.okamoto-co.co.jp>

注意 本ニュースレターの一部あるいは全部について(株)オカモトアンドカンパニーの承諾を得ずにかんる方法においても無断で複写、複製、配布することは禁じられています。